

基幹統計調査の承認の状況

(令和 2 年 9 月 1 日～令和 2 年 9 月 30 日分)

令和 2 年 10 月 29 日
政策統括官(統計基準担当)

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
農業経営統計調査	農林水産大臣	承認事項の変更 ① 調査票の提出期限の変更 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を踏まえ、報告者における回答期間を十分に確保するため、令和元年調査のうち、既に調査を終えている部分を除いて、調査票の提出期限を 4 か月延長 ② 調査結果の公表期日の変更 上記①の状況等を踏まえ、令和元年調査の結果のうち、既に調査を終えている部分を除いて、公表期日を 4 か月繰下げ	R 2 . 9 . 18

(注) 本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、統計法第 9 条第 4 項ただし書に規定する「軽微な事項」に該当するものとして、統計委員会の意見を聴かなかったものを整理している。